

○財務省告示第四百四十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六
十三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）は、価格
競争入札と同時に財務大臣が行
われる入札

	六											五					
ロ	イ					ハ	ロ	イ				方募					
	発											入					
非入	価	入	価	・別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
競札	格	行	札	第	参	市	及	入	価	・別	債	発	競	札	格	決	定
争発	競	発	競	Ⅱ	加	場	び	札	格	第	参	市	行	発	競	の	
入行	争	額	行	争	非	者	特	国	発	競	Ⅰ	加	場	入	行	争	

額
面
金
額
で
千
万
円

額
面
金
額
で
二
兆
千
九
十
億
円

込
募
限
度
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

募
限
度
の
額
を
割
り
当
て
る
。

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
うち
応
募
額
を
順
次
割
り

各
申
込
み
の
うち
応
募
額
を
順
次
割
り

争
入
札
発
行
一
と
い
う
。

市
場
特
別
参
加
者
の
第
Ⅱ
非
価
格
競

る
も
の
よ
り
発
行
一
以
下
一
国
債

参
加
者
ご
と
に
応
募
限
度
額
を
定
め

て、
財
務
大
臣
が
各
国
債
市
場
特
別

し
た
後
に
行
わ
れ
る
入
札
で
あ
つ

び
価
格
競
争
入
札
の
募
入
の
決
定
を

価
格
競
争
入
札
発
行
一
と
い
う
。

一
国
債
市
場
特
別
参
加
者
の
第
Ⅰ
非

を
定
め
る
も
の
よ
り
発
行
一
以
下

場
特
別
参
加
者
ご
と
に
応
募
限
度
額

